山形県労働委員会による山形大学の不当労働行為認定・改善命令に対する取り消し訴訟の

判決に対する職員組合の見解と要請について

2020 年 5 月 29 日

山形大学職員組合執行委員長

芦谷竜矢

2019 年 1 月 15 日、山形県労働委員会において、山形大学職員組合が救済を申立てていた下記の2つの事項に関する国立大学法人山形大学の不当労働行為（不誠実交渉）が認定され、山形大学に対して、職員組合との誠実な団体交渉を行うことを求める命令書が交付されました。

（1）平成27年1月1日からの55歳超の教職員の昇給抑制
（2）平成27年4月1日からの給与制度の見直しによる賃金引下げ

その内容と経緯に関しては、2019 年 1 月 23 日付で 2018 職組情報 No.18【山形県労働委員会が山形大学法人による2件の不当労働行為を認定！】(http://yuunion.lomo.jp/h310123.html)」として表明いたしました。

しかしながら、山形大学はこの命令を不服とし、山形県労働委員会を被告として、命令の取り消しを求める訴訟を 2019 年 2 月 15 日に山形地方裁判所へ提訴しました。2020 年 5 月 26 日、「山形県労働委員会による救済命令を取り消す」という判決が言い渡されましたが、この判決の論旨と問題点を本職員組合の意見として以下に表明いたします。

1.　判決の論旨の概要

どのような不正実交渉の経緯があったにせよ使用者側主張の労働条件変更が行われてしまっているならば、その起きてしまっている事柄に関して誠実な交渉を行えとの命令は、既にこの件についての労使交渉が成立しなくなっているのであるから、使用者側に成立し得ない誠実な労使交渉を求めるという不可能を強いることになる。それは行政庁としての裁量を超えたものであり、違法である。

2.　この判決の意味と労働法制全体への影響について

この論旨に従えば、使用者側が労働条件の変更を一方的に実行し既成事実化した場合、それが如何に不誠実な交渉の結果であったとしてももはや労使交渉は成り立たないのであるから労働委員会の救済命令の対象とはならないことになり、交渉の過程におけるあらゆる不当労働行為が認許されることになります。すなわち、どれほど不誠実な交渉であっても、使用者側が労働条件の不利益変更を強行さえしてしまえば労使交渉における不当労働行為としては救済されないということであり、労働委員会の存在意義を真っ向から否定する恐ろしい判決となっています。これは、山形県に限ったものではなく、全ての地方労働委員会の機能にも影響を与えることになり、日本における労働法制全体への挑戦ともいえる、許しがたい判決であると考えます。

3.　本判決に対する職員組合の見解と要請

以下に日本国憲法の大学や基本的人権、勤労に関する部分を抜粋します。

----- 日本国憲法(抜粋) -----

第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十六条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十八条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第二十三条　学問の自由は、これを保障する。

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第九十七条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

-----抜粋終わり-----

第十二条にあるように、国民に保障された自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならず、同時に濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任と義務を負っています。労働基準法の冒頭（第一条）では、労働条件は、”労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない”と定められていますが、これは憲法第二十五条を実現

するための条文です。このため、労働基準法では、労働問題を平和裏に解決するため労使双方に誠実交渉を課しており、地方労働委員会は、労働問題を平和裏に解決するための調停機関として定義され、設置されています。

学問とは、何が正しいかを学び、問うことです。これを探求する行為が研究です。正しいものを追求することは、他者の考えを聞く耳を持ち、自身の思考に誤りがあれば率直にそれを認め、より崇高な次元に至る。そのため、学問をするものは、本質的に公明正大でなければなりません。大学とは、この学問を教授・研究する最高学府として国民の付託を受けています。それでは、何のために大学には学生がいて、教育・研究する行為を継続するのか？それは、公明正大な判断のできる若者に、世界の未来を託すためです。このため、憲法では学問の自由を保障しています。また、この崇高な目的を達成するために、安全・安心で誇りを持って働ける環境の整備は必須です。これは憲法第十二条の要請でもあり、本職員組合の目的もここにあります。このため、不誠実な対応を受け続けても、本職員組合は誠実交渉を貫いてきたし、これからも貫かねばならない。山形大学も、時勢の影響を受けて揺れ動くことはあったとしても、この大学の存在意義を決して忘れていないと我々は信じているし、期待しているのです。

今回の判決は、労働というもの、及び大学の存在意義というものに対する憲法の要請を否定しかねない、許しがたい判決です。山形大学、及び山形県双方が、本判決が示した違憲性を正しく認識し、然るべき対応を取ることを求めます。